

# 津市高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付事業

認知症による徘徊行動のおそれがある在宅の高齢者に徘徊探知機を利用することにより、認知症徘徊高齢者を早期に発見し、及びその安全を確保するとともに、当該認知症徘徊高齢者を介護している家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

徘徊探知機（附属機器を含む。）の購入又は貸与に要する費用及び加入料その他契約時に必要となる手数料に相当する費用について、津市補助金等交付規則の規定に基づき、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1万円を限度）を交付します。

## 対象者

- (1) 本市の区域内に住所を有し、かつ、在宅で生活している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護者又は要支援者と認定されているおおむね65歳以上の者
- (3) 徘徊SOSネットワーク津に登録している者

## 要件等の確認表

<input type="checkbox"/>	交付申請書の申請期日は徘徊探知機の購入等をした日の翌日から起算して60日以内か。
<input type="checkbox"/>	徘徊SOSネットワーク津に登録している者及び登録を行う者か（登録状況を本庁へ確認する。）。
<input type="checkbox"/>	認知症徘徊高齢者を介護している親族又は当該認知症徘徊高齢者と同居している者であって、当該認知症徘徊高齢者を常時介護しているものか。
<input type="checkbox"/>	GPS機能を有する位置情報探査システム等を活用した機器で、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等により、当該機器の位置を特定することができる機能を有するものか（スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類するものを除く。）。
<input type="checkbox"/>	位置情報検索サービスを活用した徘徊探知機の購入又は貸与に要する費用か（加入料その他契約時に必要となる手数料か）。
<input type="checkbox"/>	本市の区域内に住所を有し、かつ、在宅で生活している者か。
<input type="checkbox"/>	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護者又は要支援者と認定されているおおむね65歳以上の者か。
<input type="checkbox"/>	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が1万円を超えるときは、1万円）を限度としているか。
<input type="checkbox"/>	領収書等の記載内容は適正か。補助金等交付決定（補助金等交付決定変更の場合は変更後の）の内容に沿った内容か（記入漏れ、記入誤りはないか）。
<input type="checkbox"/>	徘徊探知機の附属機器は、バッテリーや充電器など必要なものか。
<input type="checkbox"/>	月々の利用料や検索時に必要な通信料、行方不明者を保護するための駆けつけ費用は含まれていないか。
<input type="checkbox"/>	徘徊探知機の購入等を証する領収書又はこれに類する書類として、貸与の場合は契約書等の写し、又は購入の場合は領収書を添付しているか。ただし、コンビニ、ATM、ネットバンキング、電子マネー支払など、メールの送受信等により購入の領収が確認できる場合は、当該領収書等を印刷して添付しているか。
<input type="checkbox"/>	徘徊探知機の保証書（メーカー保証のもので、住所・氏名等の必要事項の記載があるもの）又は機器の写真的添付を求めている場合は、日付など適正であるか。